

## 承 諾 書

飛騨市水道事業給水条例第26条第1項及び同条例施行規程第16条第1項の規定に基づく給水の使用休止にあたって、以下の事項を承諾します。

### 【給水装置の管理】

1. 休止期間中においても、給水装置（量水器含む）の異常が起こらないよう定期的な管理を行うこと。漏水等給水装置（量水器含む）に異常がみられる場合は所有者又は使用者の責任において速やかに改善すること。
2. 長期間の休止に起因する給水装置の破損、出水不良が発生した場合においても、所有者や使用者の当事者間で解決すること。
3. 飛騨市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守すること。
4. 休止期間中において使用する見込みが無くなった場合は速やかに廃止の手続き（給水管切離し工事が必要。）を行うこと。

### 【申請に関すること】

1. 所有者又は使用者に変更が生じたときは、この変更を水道課へ届け出るよう新所有者又は新使用者に引き継ぐとともに、休止に関する事項についても併せて継承すること。
2. 水道を再開しようとするときは、3日前までに申請を行うこと。量水器が撤去若しくは切り離されている場合は、事前に量水器の設置可能日等について水道課に問い合わせること。

### 【その他】

1. 長期間の休止の場合や水道施設に影響を及ぼす恐れがある場合は、市において量水器の撤去若しくは量水器との切離しを行う場合があるものとする。
2. 量水器の取外し及び漏水調査等に関する水道関係職員の敷地及び建物内における立ち入りを許可するものとする。

令和      年      月      日

(所有者又は使用者)

住 所

氏 名